

第54回（令和3年度第15回） 新型コロナウイルス感染症対策会議

R3.9.30 PM1:50～

5F 大会議室

出席者：金井会長、水谷・神田・廣澤副会長、桃木・松本・丸木・
登坂・松山・長又・寺師・鹿嶋・小室常任理事
県保健医療部 ワクチンチーム 秋田企画幹
感染症対策課 大高副課長、飯澤副課長

金井会長

本日も保健医療部の担当者に参加いただいている。まず、秋田企画幹より説明をお願いする。

秋田企画幹

資料1の1ページ、陽性者数の推移であるが、緊急事態宣言が解除されますが、第5波は非常に厳しい山であった。落ちる速度も速く、だいぶ普段の生活が出来るようになってきた。2ページはワクチンの実績である。1日10万回のペースで最新でも27日から28日の1日間で86,409回、接種いただいている。1回目の接種率が63.3%になっているが、かなり充足感が出てきている。現在、2回目の伸び率のほうが大きくなり始めている。今後の課題は若者へのPRと考えており、特に敬遠している者については、若手職員を使い、PR活動をしているおり、9月24日にサイトを開設している。続いてワクチン関連でもう一つの大きなテーマとして、3回目の接種関係がある。医療従事者については、1回目、2回目は優先接種という概念があり、医療従事者、高齢者と順番に接種していったという経緯がある。3回目の接種については、既に1回目、2回目を順番に接種しているため、2回目接種の時期から8カ月経過した者から順次接種することとなる。自ずと、医療従事者が先頭になるが、考え方としては、優先ということだけでなく、2回目に接種した者の8カ月後に接種していくという概念になっている。6ページは追加接種の全体像である。今年の3月くらいから始めていただいた医療従事者のときは、A病院中心に特定の場所で接種いただいていた。現在は、1日に8万とか10万という回数を接種できる体制になったため、この体制を維持いただき、その中で接種をしていくというような形となる。そのため、春先は医療従

事者は県が人数をカウントして、県がワクチンを直接届けていたが、3回目は、市町村が接種すべき数を確認し、市町村が分配をしていくという、今の住民接種の流れの中で、3回目の接種が行われることとなる。そのため、①のように、医療従事者への接種は特別な体制を設けずに、原則、居住地で接種いただくこととなる。ただし、先生方については、居住地と医療機関の所在地が異なることが多々あるため、住所地外で接種することも全く問題ない。市町村は管内の医療機関全てに照会をして、住所地外の先生の数も市町村がカウントした上で、必要なワクチンを届けて接種いただくことになる。7ページは主に市町村が実施しなくてはならないことを記載している。青色が従来の住民接種体制をベースに実施するものである。ひとつ問題は、VRSというシステムは、実は医療従事者の接種が始まった後に導入されて、最初V-SYSだったものをVRSに移行していったものである。3回目の接種のベースは、VRSの情報をもとに市町村が先生方に接種券を配布するという流れになる。そのため、入力されていないと市町村が接種券を発行できないため、市町村に入力をお願いしなくてはならないが、国は初めVRSは参考値であるという言い方をしていたため、医療従事者以外は市町村が一所懸命入力しているが、医療従事者については入力していないものが沢山ある。これらを各市町村で10月末までに入力いただく必要がある。ここのところを市町村に頑張ってもらわなければならないため、明日、市町村の説明会を開催し、強くお願いしたいと思っている。8ページはVRSの入力状況である。医療従事者が24万ということで、既に接種いただいているが、VRSに入力されている1回目の接種は60.1%となっている。市町村別に入力状況をみたところ、1件も医療従事者の登録がないという団体が14団体あるが、そんなことは無いはずである。そこは10月末までに入力いただく必要があるということである。9ページは各市町村が医療機関に照会する際にこんな内容を聞いていただきたいというものである。2回目接種の8カ月後に接種することとなるため、今年の3月に何人接種したか、4月に何人接種したかという情報を教えていただくという形になっている。10ページと11ページはスケジュールの目安である。厚生科学委員会を通過していないため、正式でないが今から準備いただきたいということで、示させていただいた。以上が3回目接種についてである。続いて後遺症外来についてである。

流れとしては、チェックシートをもとに近隣の医療機関を受診していただき、そこから紹介状を書いていただき、紹介するという流れになる。17 ページに紹介のルールを記載しているが、後遺症の症状は単体だけでなく、複数の症状が現れる場合も多々あると思われるため、その際に近隣の医療機関に紹介状を書いていただくときは、複数症状がある場合は、公平病院、埼玉精神神経センター及び上福岡病院をご紹介いただきたい。そこで複数症状に対応いただき、その中から更に抽出いただき、専門的な単科の受診が必要な場合は、再度専門病院を紹介いただくという流れにしたいと思う。18 ページは各医療機関における留意事項である。県内の医療機関には、県医師会長と県知事の連名で周知している。20 から 23 ページは県のホームページの抜粋である。24 ページ以降は情報提供である。

金井会長

続いて大高副課長から説明をお願いします。

大高副課長

医療機関からの抗体カクテル療法の紹介について説明する。資料 2 の 1 ページは紹介についての概要となる。2・3 ページが実際に外来でカクテル療法を実施すると手挙げいただいた医療機関の表となる。現状、16 医療機関となっている。紹介の概要について説明する。診療・検査医療機関にお願いしたいことは 2 点あり、1 点は、宿泊療養施設での抗体カクテル療法適用者のご紹介、2 点目は外来実施病院での抗体カクテル療法適用者のご紹介となる。先生方のところで診察して陽性となった患者さんについては、保健所に発生届を提出することとなるが、その際に宿泊療養施設での抗体カクテル療法が適用になる患者さんについて、本人の意向を確認のうえ、ホテルでのカクテル療法が良いか、外来実施病院でのカクテル療法が良いのか、診察時点で判断いただき、外来実施病院へ紹介いただく場合は、リストの連絡先に連絡した上で、ご紹介いただきたい。いずれの場合においても発生届を保健所に提出する際に、ホテルへのカクテル療法が適当であるということであれば、「抗体カクテル療法適用あり(ホテル)」という記載、また、外来が適当である場合は、「抗体カクテル療法外来実施病院紹介済」と記載いただければと思う。なお、先生方の負担にならない範囲で協力いただければと考えている。

飯澤副課長

自宅療養者の健康観察について報告する。県が委託していた支援センターがうまく機能しなかったということで、現在、県で新しい体制を準備しているため、その概要について説明する。4 ページをご覧ください。これまでとの主な変更点として、3つ記載している。ひとつめが支援センターの強化ということで、これまで、1つの委託先に健康観察等の業務をお願いしていたが、これを南部担当と北部担当の2つに分けることとし、患者が増加した時に対応できる体制とした。2つは、調整窓口の設置ということで、これまで先生方に健康観察をお願いするのは、支援センターから先生方に連絡をしていたが、支援センターの業務として、その部分は調整窓口ということで、新たに窓口を設置している。この調整窓口が、今後、先生方との連絡をとる窓口となる。3つは、金井会長からもご提案いただき、これまでも一部の医療機関では実施いただいているが、最初に検査をした時に陽性と判明した時点で、自院で診ることができる場合、申し出いただくようなスキームを入れ込んだ。これまでも実施していただいていたが、仕組みとして取り入れた。5 ページは2つの支援センターの概要について記載した。阪急交通社と東部トップツアーがそれぞれ健康観察を担当する。6 ページは調整窓口についての記載である。本窓口は、派遣職員を県で雇い、県の直轄で運営するものである。現在、8名の派遣職員が県庁内で業務をしているが、今後派遣職員を増員し、場所を県庁近隣のけやきビルに移転し、さらに協力医療機関の先生方につなげていく数を増やしていくということで、準備している。窓口の営業時間は、9時から18時までで、夜間は実施していない。夜間について、先生方に健康観察をお願いしている部分は、南部の支援センターで、責任を持って対応することとなっている。先生方の休診日についても同様である。7 ページ以降は細かく業務フローを示したものである。

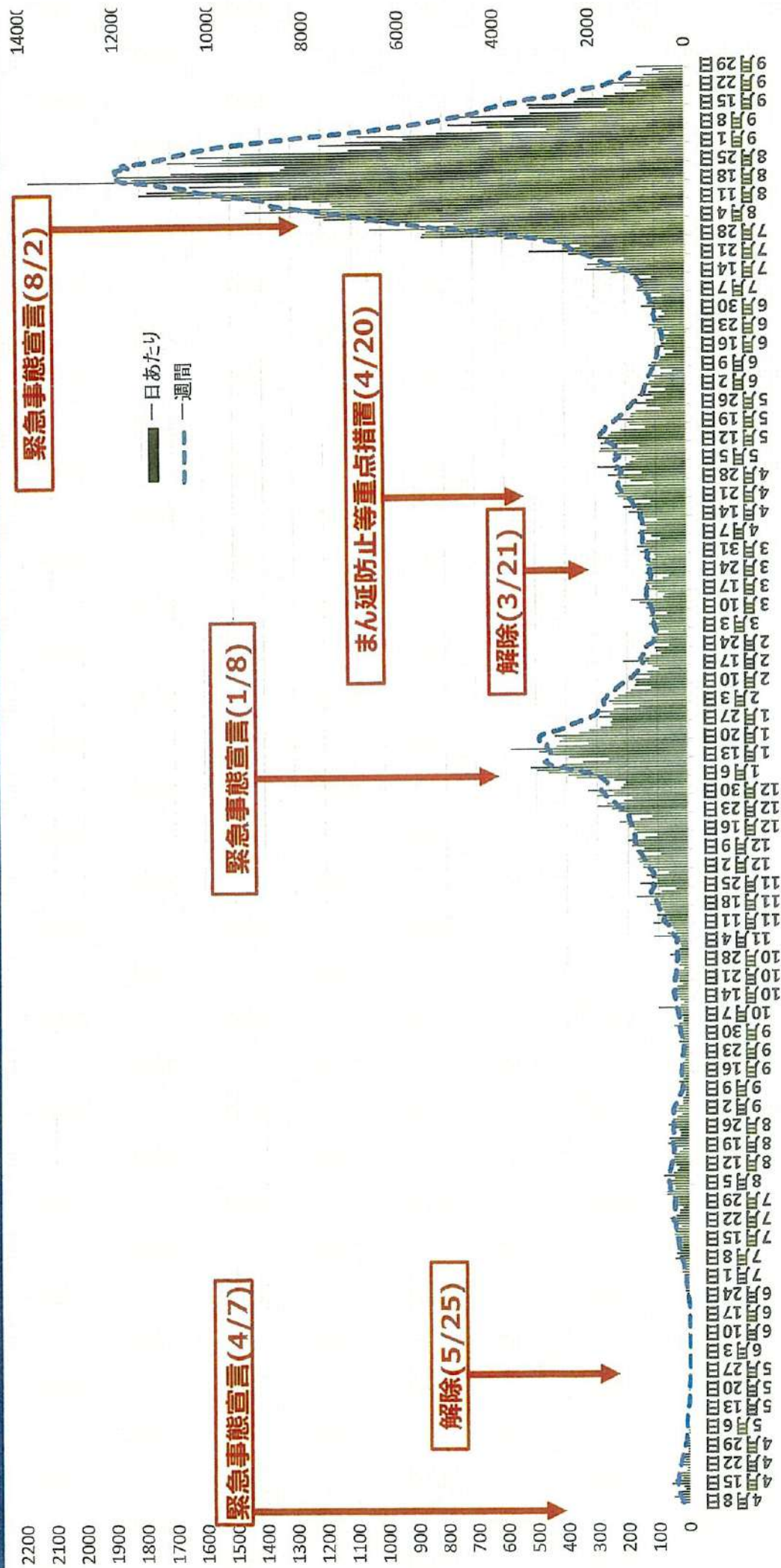
桃木常任理事

解除の報告を保健所の他に医療機関にもお願いしたい。

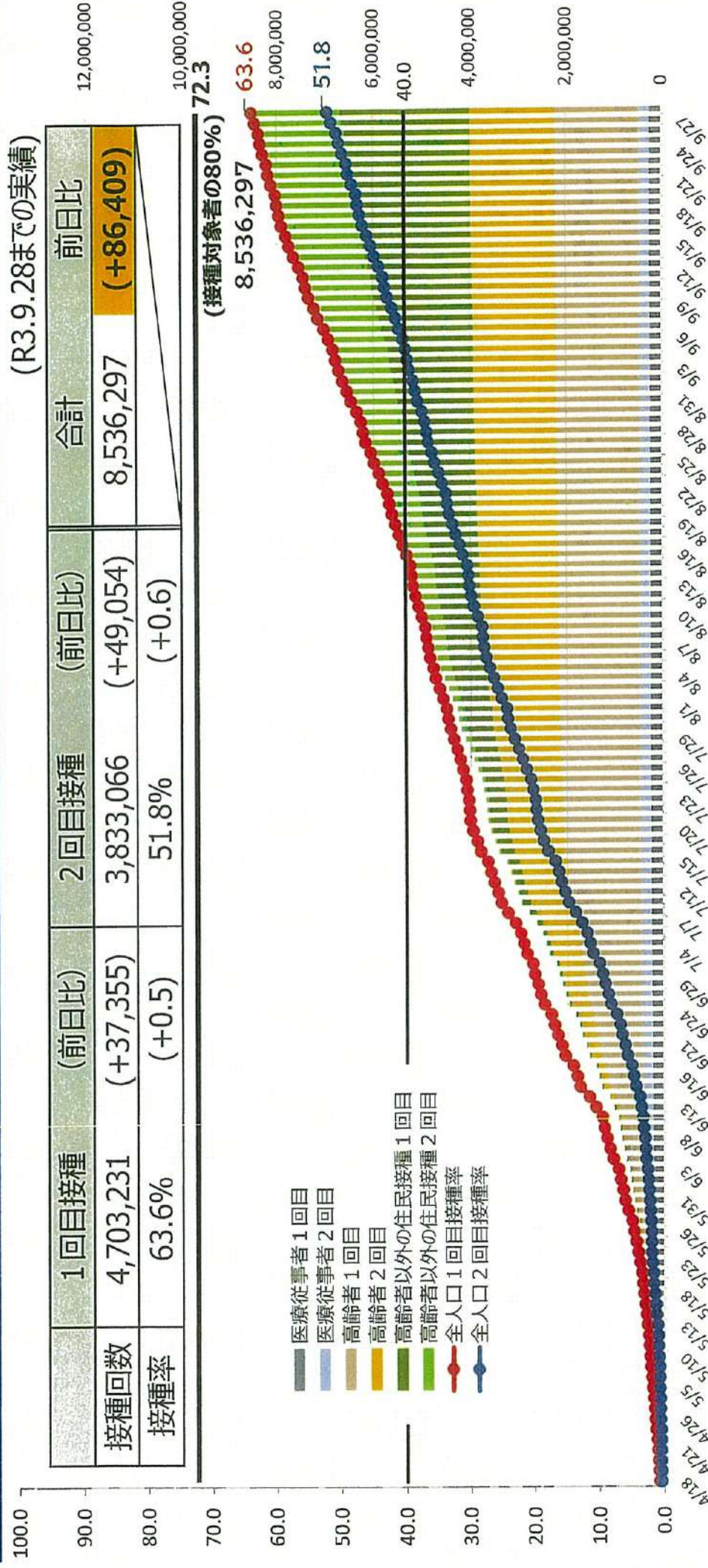
飯澤副課長

先生方に報告する流れも加えさせていただく。

陽性者数の推移(日別)



新型コロナウイルスの接種実績



※ V-SYSにおける医療従事者の接種実績と、VRSの住民接種実績を合算して接種回数を算出
接種率は、便宜上、R3.1.1時点の埼玉県の常住人口(739万3,799人)に対する、表中の接種回数の割合から算出

ワクチン接種 若者へのPR

SNSを活用した動画広告の実施と、その動画から誘導する特設サイト(9月24日開設)での効果的な情報発信により、若者に対して正しい情報発信を行う

SNS広報

インストリーム広告※による
若者の誘導

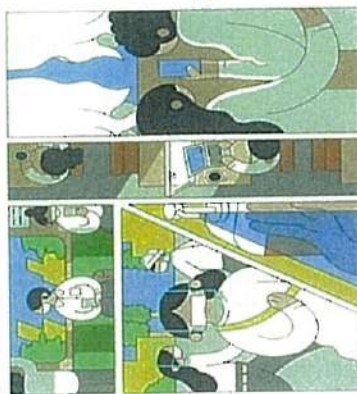


インストリーム広告動画

誘導



特設サイト



これらの
生活を
あらためて
考える

特設サイトの主なコンテンツ

- テキストコンテンツ
- 図表やグラフなどのデータ集
- Q&A
- 現場インタビューや対談動画



Instagram



Twitter ※予定



Facebook

- ・連作の短編動画を配信
- ・若者のリアルな思いや意見を会話劇にして発信

【胃組みとなるコンテンツ】

- コロナにかかると大変
- 自己責任じゃすまない
- 後遺症の怖さ
- ワクチンの有効性
- 副反応の実態



ECMOの使用動画や、現場の医師へのインタビュー、若者と著名人との座談会など、正しくリアルに訴えかける動画を掲載

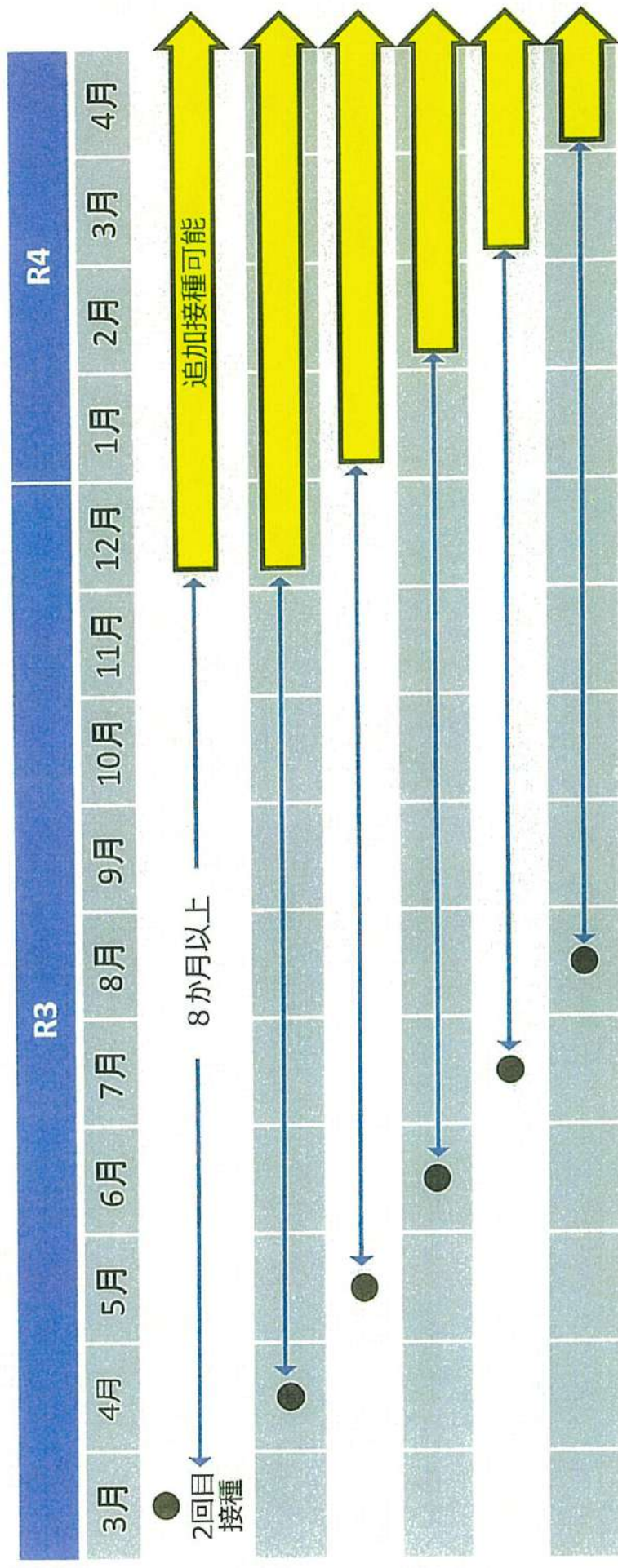
3回目のワクチン接種について

追加接種の全体像（対象者・回数）

2回目接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者を対象に、1回追加接種

⇒ **対象者をVRSから抽出して接種券を発行、追加接種を実施**
（「医療従事者等」や「高齢者」といった、これまでの優先接種区分は無い）

※対象者の範囲については、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえて今後示される



追加接種の全体像（追加接種の接種体制）

① 住民接種の接種体制を継続（住民接種）

現在市町村が実施している住民接種の接種体制を維持し、医療従事者も含め
現行の接種体制で追加接種を実施

⇒ **医療従事者への接種について、特別な体制は設けない**
自院で接種を受けない医療従事者は、居住市町村で接種を受ける

② 医療機関における職員等への個別接種（自院接種）

希望する医療機関は、自院の職員（当該医療機関の所在市町村外に居住する
者も含む）に個別接種ができる

⇒ **医療機関が必要とするワクチンは、住民以外の分も含め医療機関所在
市町村が必要量を把握して供給**

追加接種の全体像（対象者数の把握）

追加接種に必要なワクチン数の算出や分配のため、各市町村において、住民接種と自院接種のそれぞれの対象者を把握する必要がある。

①「住民接種」

（従来の住民接種体制をベースに実施）

※自院で接種を受けない医療従事者を含む



VRSの接種実績から対象者数を把握

VRSに接種実績が入力されていないと、対象者数が把握できず、追加接種が始められない

市町村における準備 1

**10月末までに、VRSへの接種実績入力进行を完結
特に、未入力の多い医療従事者の実績を入力**

②「自院接種」

（医療機関における職員等への個別接種）



各医療機関における自院接種者数を把握

**各医療機関における自院接種の意向や
自院接種数を新たに把握する必要がある**

市町村における準備 2

**自院接種の意向と自院接種数について
各市町村の医療機関に調査**

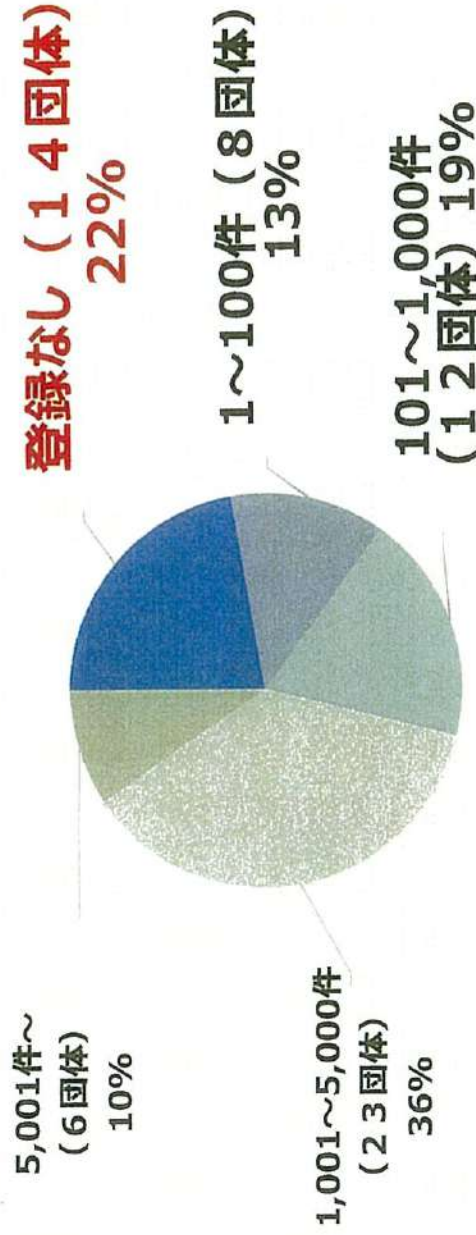
医療従事者等のVRSへの接種実績登録状況

1. V-SYSとVRS*におけるファイザー社ワクチン接種実績登録比較（9月26日実績まで）

	V-SYS・・・①	VRS・・・②	登録率（②÷①）
1回目	243,530回	146,335回	<u>60.1%</u>
2回目	228,609回	122,461回	<u>53.6%</u>

5月31日付けの国事務連絡で、
医療従事者等は確実にV-SYS
に接種実績を登録することが求め
られていた。

2. VRSへのファイザー社ワクチン登録件数別市町村数（1回目接種）



医療従事者等は、登録件数が

1,000件以下の自治体は約5割



VRSへの早期登録

が必要不可欠

* 医療施設や高齢者施設等において「予約票付き接種券」で接種を受け、VRSに「先行接種対象者」として登録されている件数をカウント

全医療機関に対する自院接種数の調査

各市町村での自院接種分のワクチン確保・分配に必要な情報を得るため、管内の医療機関あてに、**各市町村が調査を実施**する必要がある。

調査項目

- 医療機関名 ■ 所在地
- 自院の職員のうち、自院で接種する人数（2回目接種の時期ごと）

結果イメージ

(例) A市分の調査結果

2回目接種時期	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8
3回目接種時期	R3.12	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4
〇〇病院	100人	150人	200人	150人	50人	10人
▲▲診療所	0人	3人	5人	2人	0人	0人

【例】A市の〇〇病院で必要なワクチン数

R3.12月接種分	250
R4.1月接種分	200
R4.2月接種分	150
R4.3月接種分	50
R4.4月接種分	10
計	660



医療機関ごとの月別自院接種数を把握し、ワクチン分配に反映。

市町村において対応していただくべきこと

- ① **区域内の医療機関に対し、自院での接種者数を照会【10月初旬～中旬まで】**
管内の医療機関の月別自院接種数等について調査
ワクチンの分配に反映
- ② **VRSへ接種実績を入力【10月末まで】**
VRSへの接種実績入力を完結
特に、未入力が多い医療従事者の実績を入力
- ③ **接種券を発行【11月中旬～】**
VRSの接種実績から、追加接種の対象者に適時接種券を発行
- ④ **医師会と調整し、区域内の医療機関へワクチンを分配【11/4割当て期限】**
医師会と調整のうえ、2回目の接種実績等を踏まえて医療機関へワクチン分配
自院接種分のワクチンは、調査機関の回答を踏まえ分配

追加接種用ワクチン配送までのスケジュールの目安（希望量登録・割り当て関係）

○国から示された、追加接種用ワクチン配送までのスケジュールの目安は以下のとおり

10月初旬～ **市町村が**区域内の医療機関へ自院接種人数を照会

10月中旬 **医療機関から市町村への回答**の締め切り

～10月末まで **市町村が**VRS入力完了

10/31（日） **医療機関がV-SYSに納入希望（量）**を登録する期限

11/ 1（月） 国から示された県へのワクチン分配量をもとに、
県が各市町村にワクチンを割り当て

11/ 4（木） **市町村が**区域内の各医療機関にワクチンを割り当て

11月中旬～ **市町村が**接種券を発行

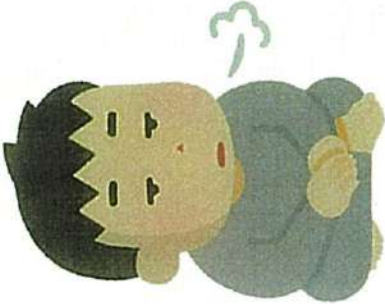
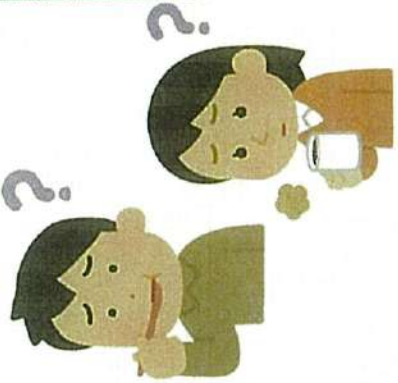
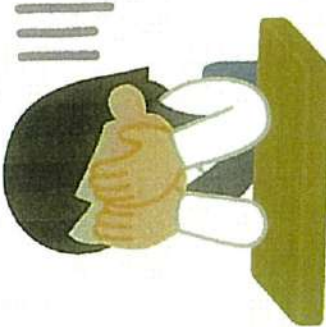
11/15週、22週 **医療機関等へ**ワクチンを配送

新型コロナウイルス感染症の 後遺症外来について

新型コロナウイルス後遺症にお悩みの方へ

新型コロナウイルス後遺症とは

- 新型コロナウイルスに感染した後、**療養期間が終了したにも関わらず**、症状が慢性化したり、新たに出現してしまう方がいることがわかってきています。
- これらの新型コロナウイルス後遺症が疑われる症状には、以下のようなものが報告されています。

倦怠感	咳・息苦しさ	嗅覚・味覚障害	脱毛	気分の落ち込み
				

新型コロナウイルス後遺症かな？と思ったら

まずは、チェックシートで確認

○ 新型コロナウイルス後遺症かな？と思ったら、チェックシートで、自ら受診すべきが確認してください。

○ チェックシートにおいて「日常生活に支障が出始める程度の症状が」「症状が継続している期間」を記入し、医療機関を受診すべきの目安としてください。

新型コロナウイルス後遺症受診チェックシート

R3.9.22版

○ 後遺症の元となる新型コロナウイルス感染症について（それぞれの項目の日付を御記入ください。不明な場合はわかる範囲で御記入ください。）

検査日 陽性判明日 療養終了日
(検体を採取した日) (検査結果が出た日) (行動制限の解除日)

○ 後遺症が疑われる症状について

主な症状	受診先となる 近隣の医療機関の 診療科	症状の程度（スコア） 日常生活への支障が出始める基準を3として、 その程度の支障が5段階から選んでください。 	症状が継続している期間 症状が、概ねいつごろから続いたか記入し、 そこから現在までの何週間継続しているかを記入ください (例) 7月1月上旬が512週間
A 息苦しさ 咳 動悸	内科	1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐	月の 上・中・下 旬ごろから約 週間
B たるさ・倦怠感 頭痛 体がふらふらするめまい	内科	1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐	月の 上・中・下 旬ごろから約 週間
C 不眠 気分の落ち込み 思考力の低下	精神科 心療内科	1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐	月の 上・中・下 旬ごろから約 週間
D 四肢の脱力 その他の皮膚症状	皮膚科	1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐	月の 上・中・下 旬ごろから約 週間
E 目がぐるぐる回るめまい 嗅覚障害 味覚障害（口・喉の違和感）	耳鼻咽喉科	1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐	月の 上・中・下 旬ごろから約 週間



次の全ての項目に☑がついたら、症状に合わせた近隣の医療機関の受診を御検討ください。

- ☐ 後遺症の元となる新型コロナウイルス感染症の療養期間が既に終了している。
- ☐ もっとも気になる症状のスコアが3以上（日常生活に支障が出始める程度）になっている。
- ☐ スコアが3以上の症状が、4週間以上継続している。

14
14/27

受診の流れ

受診の流れ

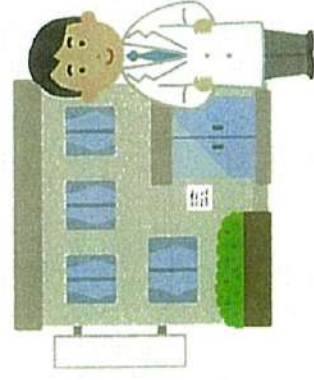
- 受診を希望する場合、まずは、かかりつけ医など近隣の医療機関を受診してください。
- 近隣の医療機関で、新型コロナウイルス後遺症の専門的な診療が必要と判断された場合、**医師の「紹介状」**を必ず受け取り、**新型コロナウイルス後遺症外来**を実施する医療機関を受診してください。
- **新型コロナウイルスの治療とは異なり、後遺症の診療は、一般の診療と同様の診療費等の自己負担が発生します。**

後遺症を疑う症状がある場合



チェックシートで
受診するか判断

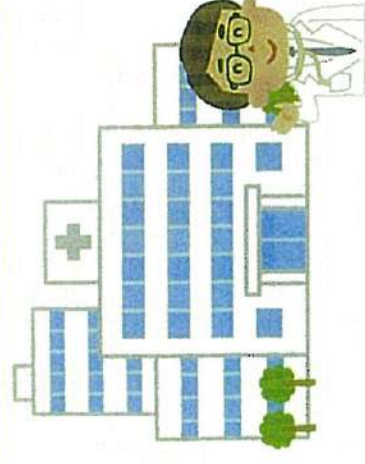
①
まずは、かかりつけ医など
近隣の医療機関を受診



後遺症の診療の
必要があれば



②
紹介状を持って
後遺症外来を受診



受診する診療科と受診・紹介の目安

近隣の医療機関の受診

- まずは、下記の表を参考に、最も気になる症状に合わせた、**近隣の医療機関**を受診してください。

受診の目安

チェックシートで以下の全てに該当することを確認
 ①後遺症の元となる新型コロナウイルスが既に解除
 ②最も気になる症状のスコアが3以上
 ③徴候や症状が4週間※以上継続

診療科	主な症状
内科	息苦しさ、咳、動悸 だるさ・倦怠感、頭痛、体がふわふわするめまい
精神科 心療内科	不眠、気分の落ち込み、 思考力の低下
皮膚科	髪の毛の脱毛、その他の皮膚症状
耳鼻咽喉科	目がぐるぐるまわるめまい、嗅覚障害、 味覚障害（口・喉の違和感を含む）

※ NICE(国立医療技術評価機構)において、継続性・症候性COVID-19(Ongoing Symptomatic)と定義される期間

紹介

埼玉県
医師会
認定

後遺症外来を受診

- 下記の目安を参考に、**新型コロナウイルス後遺症の診療が必要と医師が判断した場合、紹介状**をもらってください。
 (紹介状にチェックシートを添付してください。)

紹介の目安

他の疾病の可能性等も踏まえ、近隣の医療機関の
 医師が診察した結果、**新型コロナウイルス後遺症の診療が必要と判断した場合**

紹介先

呼吸器科

精神科
神経内科

皮膚科

耳鼻咽喉科

紹介先の選び方

- 原則として、最もスコア
が高い症状を担当する診療科に紹介する。
- スコアが3以上の症状が
**複数あるときは、複数症状に
 対応可能な後遺症外来**を紹介する。

後遺症外来実施医療機関

後遺症外来の受診

- 埼玉県では埼玉県医師会と協力し、新型コロナウイルス後遺症の診察を行うことのできる医療機関を選定し、公表することとしました。以下の後遺症外来を受診する際には、必ず紹介状を持参してください。
- 症状が複数の診療科にまたがる場合、**複数症状に対応できる医療機関に紹介します。複数症状に対応する医療機関が核となり、必要に応じて他の後遺症外来を紹介して治療にあたります。**

主な診療科	医療機関名	所在地
概ね全分野に対応（複数症状に対応）	公平病院	戸田市
精神科・神経内科を含む複数症状に対応	埼玉精神神経センター	さいたま市中央区
呼吸器科を含む複数症状に対応	上福岡総合病院	ふじみ野市
呼吸器科	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区
	埼玉医科大学病院	毛呂山町
耳鼻咽喉科	埼玉医科大学病院	毛呂山町
	川越耳科学クリニック	川越市
皮膚科	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市

地域の医療機関からの紹介で予約をする際の留意事項

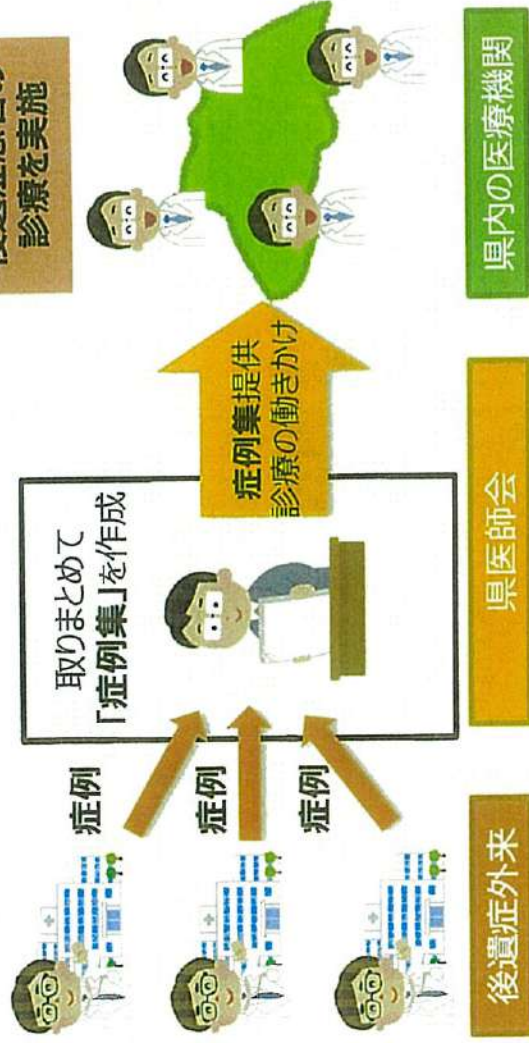
医療機関名	予約受付可能な診療時間	特になし 紹介状については分かる範囲簡単な記載で問題ありません	予約方法
公平病院 【全ての診療科】	○月曜日、火曜日、木曜日、金曜日 9:00～17:00 (休診時間を除く) ○水曜日 14:00～17:00 ○土曜日 (第1週、第3週のみ) 9:00～12:30		患者さんが、受付時間内 (平日 10:00～18:00) に、予約専用ダイヤル (048-499-4895) にお電話ください。詳しい案内は、 https://kodaira.life/covid19/long-covid.php から、「フォローアップ外来」をクリックしたページにも掲載されています。
上福岡総合病院 【呼吸器科を含む 複数の診療科】	○月曜日 15:00～16:00 ○火曜日 11:00～12:00 ○月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 の時間帯の中で予約した時間に診療します。	酸素飽和度の数値について情報提供をしてください	患者さんが、必ず当院の地域医療連携室に電話し、事前に予約をしてください
埼玉精神神経センター 【精神科・神経内科を含む 複数の診療科】	○月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 の時間帯の中で予約した時間に診療します。	「新型コロナウイルス 後遺症受診 チェックリスト」に基づき、問診のうえ 希望する診療科 (精神科または脳神経内科) 宛紹介状を作成してください	患者さんが、必ず病院に電話して事前予約をしてください。電話 048-857-6811 (音声案内 1) を押し、まず医療福祉相談室に繋がりますので、「コロナウイルス 後遺症受診外来」の希望とお話してください
さいたま赤十字病院 【呼吸器内科】	○当院呼吸器内科初診紹介状を使って予約していただきます。(当院医療連携には話をとおし てあります。)	可能な限りレントゲンの所見、酸素飽和度の数値、胸部聴診所見について情報提供してください	患者さんが、必ず当院の受付に電話し、事前予約をしてください
埼玉医科大学病院 【呼吸器内科】	○金曜日 14:00～16:30 初診 14:00～15:30 再診 15:30～16:30 (患者さんの数の推移をみてコマ数を再検討しますが、当院は予約が円滑にいかない場合があることをご了承ください)	胸部画像検査、呼吸機能検査、SpO2(ざらに可能であれば動脈血ガス分析)の所見については情報提供していただきたい	患者さんが、必ず当院の受付に電話し、事前予約すること
埼玉医科大学病院 【耳鼻咽喉科】	○午前 10:00 から 1 日 1 名 (月曜日から金曜日まで毎日)	発症後もしくは PCR 陽性 28 日以上経過していること	医療機関から直接埼玉医科大学病院へ連絡して予約した方のみ。患者さんに本人の予約はできません。電話 049-276-1179 (予約センター) 受付日時 月～土曜日 (休日を除く) 8:30～17:00
川越耳科学クリニック 【耳鼻咽喉科】	○火曜日、金曜日 9:00～11:00、15:00～17:00 ○水曜日 9:00～11:00	採血をした場合には検査結果を情報提供してください	患者さんが、必ず当院の受付に電話し、事前予約をしてください
獨協医科大学 埼玉医療センター 【皮膚科】	○水曜日 14:00～15:00	新型コロナウイルス感染症発症後に生じた皮膚病状態で、4週間程度症状が続いているもの	患者さんが、必ず病院の受付に電話 (平日 14 時以降) し、事前に予約してください

症例集の作成

症例の収集

- 後遺症外来を行う医療機関からは、患者様のプライバシーに配慮した形で症例を集め、「症例集」として取りまとめる予定です。
- 完成した症例集を県内の医療機関に提供することで、多くの医療機関が後遺症の診療をできるように働きかけてまいります。

症例を収集



【スケジュール（令和3年9月時点）】

R 3 年 8 月 27 日	予算成立
9 月 22 日	第 1 回 症例検討会 (運営方針決定等)
10 月 ~	外来開始
11 月	第 2 回 症例検討会 (症例検討)
R 4 年 1 月	第 3 回 " (症例集作成)
2 月	第 4 回 " (症例集完成)

プレビュー 

彩の国 埼玉県

Foreign Language 文字サイズ 色合い変更 音声読み上げ

検索方法 組織から探す

トップページ くらし・環境 健康・福祉 しごと・産業 文化・教育 県政情報・統計 緊急情報

トップページ > 埼玉県新型コロナ後遺症外来について

LINE いいね ツイート ページ番号: 204845 掲載日: 2021年9月30日

埼玉県新型コロナ後遺症外来について

- [新型コロナ後遺症にお悩みの方へ](#)
- [地域の医療機関の皆様へ](#)

新型コロナ後遺症にお悩みの方へ

埼玉県は埼玉県医師会と協力し、多くの医療機関が新型コロナ後遺症の診療をできるよう、診療の指針となる「症例集」の作成に取り組んでおります。その症例を集めるため、7医療機関の8診療科において後遺症外来を実施し、地域の医療機関から紹介を受けた後遺症患者の診療を行います。

新型コロナ後遺症とは

新型コロナウイルスに感染した後、療養期間が終了したにも関わらず、症状が慢性化したり、新たに出現してしまう方がいることがわかってきています。これらの新型コロナ後遺症が疑われる症状には、以下のようなものが報告されています。



新型コロナ後遺症かな？と思ったら

新型コロナ後遺症かな？と思ったら、まずはチェックシートで自ら受診すべきか確認してください。

チェックシートにおいて「日常生活に支障が出始める程度の症状か」「症状が継続している期間」を記入し、医療機関を受診すべきかの目安としてください。

新型コロナ後遺症受診チェックシート

検査結果 陽性(PCR検査) 陽性(抗体検査) 陽性(抗原検査)

検査結果が陽性である方について

項目	検査結果	症状の継続期間(3ヶ月)	日常生活に支障が出始める程度の症状か
1. 倦怠感	あり	1ヶ月未満 1ヶ月以上2ヶ月未満 2ヶ月以上3ヶ月未満 3ヶ月以上	はい いいえ
2. 喉・息苦しさ	あり	1ヶ月未満 1ヶ月以上2ヶ月未満 2ヶ月以上3ヶ月未満 3ヶ月以上	はい いいえ
3. 嗅覚・味覚障害	あり	1ヶ月未満 1ヶ月以上2ヶ月未満 2ヶ月以上3ヶ月未満 3ヶ月以上	はい いいえ
4. 脱毛	あり	1ヶ月未満 1ヶ月以上2ヶ月未満 2ヶ月以上3ヶ月未満 3ヶ月以上	はい いいえ
5. 気分の落ち込み	あり	1ヶ月未満 1ヶ月以上2ヶ月未満 2ヶ月以上3ヶ月未満 3ヶ月以上	はい いいえ

※ 次の全ての項目に該当する場合は、症状に合わせた適切な医療機関の受診を検討ください。
後遺症の元となる新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了している。
かつ、もともと症状のスコアが3以上(日常生活に支障が出始める程度)になっている。
スコアが3以上の症状が、4週間以上継続している。

ダウンロードはこちら [新型コロナ後遺症受診チェックシート \(PDF: 309KB\)](#)

新型コロナ後遺症外来の受診の流れ

20

20/27

チェックシートで、後遺症の可能性がある場合は、後遺症を診察できる医療機関での受診を御検討ください。ただし、以下の3点に御注意ください。

- 受診を希望する場合、まずは、かかりつけ医など近隣の医療機関を受診してください。
- 近隣の医療機関で、新型コロナ後遺症の専門的な診療が必要と判断された場合、医師の「紹介状」を必ず受け取り、新型コロナ後遺症外来を実施する医療機関を受診してください。
- 新型コロナの治療とは異なり、後遺症の診療は、一般の診療と同様の診療費等の自己負担が発生します。



受診する診療科と受診・紹介の目安

新型コロナ後遺症の受診では、最も気になる症状に合わせた診療科への受診をお願いします。

受診する診療科や受診・紹介の目安は以下のとおりです。

近隣の医療機関を受診	紹介	後遺症外来を受診
まずは、下記の表を参考に、最も気になる症状に合わせた、近隣の医療機関を受診してください。 受診の目安 チェックシートで以下の全てに該当することを確認 ① 後遺症の元となる新型コロナが既に解除 ② 最も気になる症状のスコアが3以上 ③ 複数の症状が4週間以上継続	下記の目安を参考に、新型コロナ後遺症の診療が必要と医師が判断した場合、紹介状をもらってください。 (紹介状にチェックシートを添付してください。) 紹介の目安 他の疾病の可能性等も踏まえ、近隣の医療機関の医師が診察した結果、新型コロナ後遺症の診療が必要と判断した場合	下記の目安を参考に、新型コロナ後遺症の診療が必要と医師が判断した場合、紹介状をもらってください。 (紹介状にチェックシートを添付してください。)
診療科 内科 息苦しさ、咳、動悸、だるさ、倦怠感、頭痛、体がふらふらするめまい 精神科 不眠、食分の落ち込み、思考力の低下 皮膚科 髪の毛の脱毛、その他の皮膚症状 耳鼻咽喉科 目やに、くしゃみ、のど、喉、鼻、嗅覚障害、味覚障害、(口・咽の違和感を伴う)	紹介先 呼吸器科 精神科 神経内科 皮膚科 耳鼻咽喉科	紹介先の選び方 ● 原則として、最もスコアが高い症状を担当する診療科に紹介する。 ● スコアが3以上の症状が複数ある場合は、複数の症状に対応可能な後遺症外来を紹介する。

後遺症外来を実施している医療機関

埼玉県では埼玉県医師会と協力し、新型コロナ後遺症の診察を行うことのできる医療機関を選定し、公表することとしました。以下の後遺症外来を受診する際には、必ず紹介状を持参してください。

紹介先の医療機関への予約は、各医療機関が指定する方から行ってください。

症状が複数の診療科にまたがる場合、複数症状に対応できる医療機関に紹介します。複数症状に対応する医療機関が複数となり、必要に応じて他の後遺症外来を紹介して治療にあたります。

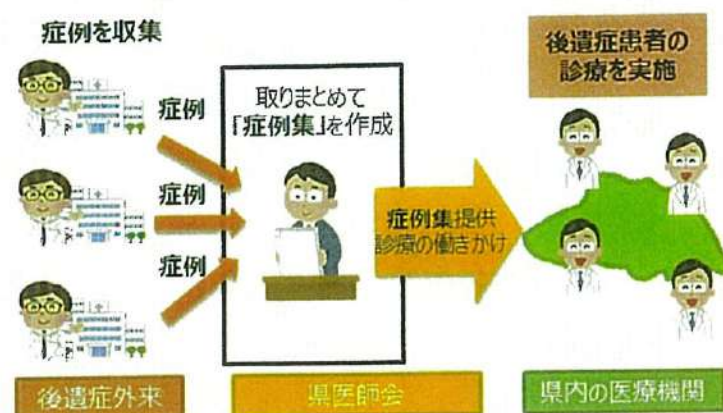
医療機関名	予約受付可能な診療時間	予約方法
公平病院 【全ての診療科】	○月曜日、火曜日、木曜日、金曜日 9時00分～17時00分(休診時間を除く) ○水曜日 14時00分～17時00分 ○土曜日(第1週、第3週のみ) 9時00分～12時30分	患者さんが、受付時間内(平日10時00分～18時00分)に、予約専用ダイヤル(048-499-4895)にお電話ください。詳しいご案内は、 https://kodaira.lif/covid19/long-covid.php から、「フォローアップ外来」をクリックしたページにも掲載されています
上福岡総合病院 【呼吸器科を含む複数の診療科】	○月曜日 15時00分～16時00分 ○火曜日 11時00分～12時00分	患者さんが、必ず当院の地域医療連携室に電話し、事前に予約をしてください
埼玉精神神経センター 【精神科・神経内科を含む複数の診療科】	○月曜日～土曜日(祝日、年末年始を除く) 9時00分～17時00分の時間帯の中で予約した時間に診療します	患者さんが、必ず当院に電話して事前予約をしてください。電話048-857-6811(音声案内 1)を押しますと医療福祉相談室に繋がりますので、「コロナウイルス感染症後遺症外来予約の希望」とお話ししてください
さいたま赤十字病院 【呼吸器内科】	○当院呼吸器内科初診紹介状を使って予約していただきます。(当院医療連携には話をとおしてあります。)	患者さんが、必ず当院の受付に電話し、事前に予約をしてください
埼玉医科大学病院 【呼吸器内科】	○金曜日 14時00分～16時30分 初診14時00分～15時30分 再診15時30分～16時30分 (患者さんの数の推移をみてコマ数を再検討しますが、当座は予約が円滑にいかない場合があることをご了承ください)	患者さんが、必ず当院の受付に電話し、事前に予約をしてください

埼玉医科大学病院 【耳鼻咽喉科】	午前10時00分から1日1名まで 月曜日から金曜日まで毎日	医療機関から直接埼玉医科大学病院へ連絡して予約した方のみ。患者さんご本人の予約はできません
川越耳科学クリニック 【耳鼻咽喉科】	○火曜日、全曜日 9時00分～11時00分、15時00分～17時00分 ○水曜日 9時00分～11時00分	患者さんが、必ず当院の受付に電話し、事前に予約をしてください
獨協医科大学埼玉医療センター 【皮膚科】	○水曜日 14時00分～15時00分	患者さんが、必ず当院の受付に電話（平日14時以降）し、事前に予約をしてください

症例集の作成

後遺症外来を行う医療機関からは、患者様のプライバシーに配慮した形で症例を集め、「症例集」として取りまとめる予定です。

完成した症例集を県内の医療機関に提供することで、多くの医療機関が後遺症の診療をできるように働きかけてまいります。



地域の医療機関の皆様へ

後遺症が疑われる症状にお悩みの患者が受診を希望され、診療の結果、後遺症の専門的な診療が必要とされた場合、後遺症外来を実施する7医療機関8診療科を御紹介ください。

(1) 診療に際してお願いしたい事項

- 患者が持参するチェックシートを参考に診療していただければと思います。
- チェックシートを持参しなかった場合は、その場でシートの作成を促すか、診療を通してシートの内容を御確認いただければと思います。
- 患者が持参したチェックシートは紹介状に添付してください。持参、作成しなかった場合は、紹介状にシートの内容(症状の程度、症状の継続期間等)の記載をお願いいたします。

(2) 紹介に際しての留意事項

ア 共通事項

- 原則として最も症状が重い診療科の医療機関を御紹介ください。
- ただし、複数の症状で、日常生活に支障が出始めている（チェックシートのスコアが3以上）の場合は、複数の診療科に対応している医療機関を紹介先としてください。
- 一度紹介いただいた後遺症外来において診療を行った後、症状が軽快し、地域の医療機関で経過を見守る場合には、御紹介元の医療機関を再度ご紹介することもありますので、御承知おきください。

イ 医療機関ごとの留意事項

医療機関名	紹介に際しての留意事項
公平病院 【全ての診療科】	特になし 紹介状については分かる範囲簡単な記載で問題ありません
上福岡総合病院 【呼吸器科を含む複数の診療科】	酸素飽和度の数値について情報提供をしてください
埼玉精神神経センター 【精神科・神経内科を含む複数の診療科】	「新型コロナウイルス後遺症受診チェックリスト」に基づき、問診のうえ希望する診療科（精神科または脳神経内科）宛紹介状を作成してください
さいたま赤十字病院 【呼吸器内科】	可能な限りレントゲンの所見、酸素飽和度の数値、胸部聴診所見について情報提供してください
埼玉医科大学病院 【呼吸器内科】	胸部画像検査、呼吸機能検査、SpO2(さらに可能であれば動脈血ガス分析)の所見について情報提供してください

22

埼玉医科大学病院 【耳鼻咽喉科】	発症後もしくはPCR陽性28日以上経過していること 医療機関からの予約のみを受付ます。 電話 049-276-1179（予約センター） 受付日時 月～土曜日（休日を除く） 8時30分～17時00分
川越耳鼻科クリニック 【耳鼻咽喉科】	採血をした場合には検査結果を情報提供してください
獨協医科大学埼玉医療センター 【皮膚科】	新型コロナウイルス感染症発症後に生じた皮膚症状で、4週間程度症状が続いているもの

(3) 参考

「新型コロナウイルスが疑われる場合の後遺症外来実施医療機関について(令和3年9月24日通知)」(PDF: 721KB)

お問い合わせ

保健医療部保健医療政策課

新型コロナウイルスワクチンチーム

電話番号 048-830-7506

ファックス 048-830-4808

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

○1: 役に立った ○2: ふつう ○3: 役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

○1: 見つけやすかった ○2: ふつう ○3: 見つけにくかった

送信

ページの先頭へ戻る

サイトマップ

ウェブアクセシビリティ

プライバシーポリシー・免責事項

著作権・リンクについて

関係機関リンク集

埼玉県庁 〒330-8301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 電話番号: 048-824-2111（代表） 法人番号: 1000020110001

県庁へのアクセス

[「コバトン」＆「まいた](#)

ま

Copyright © Saitama Prefecture. All rights reserved.

23/27

23

関係機関 各位

埼玉県保健医療部保健医療政策課長

第1期埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金の請求
期限に間に合わなかった請求への対応について

日頃、本県の感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

第1期（令和3年5月9日から7月31日接種分）埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金（以下「協力金」という。）については、7月13日付けの郵送（封書）及び8月末の郵送（はがき）にて通知したところです。しかし、複数の医療機関から、時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ分の請求と併せて誤って市町村に請求するなどにより、県への請求書の提出が期限に間に合わなかったため、追加で請求書を受け付けてもらえないかとの相談をいただいています。

については、第1期の請求期限に間に合わなかった請求は、下記のとおり第2期の請求受付期間（10月3日から10月31日）に受け付けることとしますので、お忘れなく請求書を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、第2期の請求については、請求期限である10月31日までに必ず御提出いただくようお願いいたします。

記

○ 第1期の請求期限に間に合わなかった請求の追加受付

【受付期間】 10月3日から10月31日（必着）

【提出方法】 第1期用の様式2及び様式3（添付書類を含む。）を以下の請求先アドレスに電子メールで送付してください。その際、メールの件名は「【医療機関名】第1期協力金の請求（追加）」としてください。

shinsei@kobetsu-saitama.jp

○請求に関する御質問

担 当 埼玉県個別接種促進事業コールセンター

電 話 0570-200-745

（土日祝日含む9：00～18：00）

○本通知に関すること

担 当 埼玉県新型コロナウイルスワクチンチーム
個別接種促進担当

メール a7500-07@pref.saitama.lg.jp

24/27

事務連絡

令和3年9月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について

日頃から新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただいているところですが、今後、季節性インフルエンザの流行期に多数の発熱等の症状のある患者（以下「発熱患者等」という。）が発生することを想定した対策を講ずる必要があります。専門家によると、これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザと COVID-19 を臨床的に鑑別することは困難であることが指摘されています。

昨年、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け事務連絡）により、今後を見据えた体制整備をお願いし、加えて「4月以降の当面の相談・外来診療体制について」（令和3年2月24日付け事務連絡。以下「相談・外来診療体制事務連絡」という。）により、引き続き相談・外来診療体制の適切な維持・整備に取り組んでいただくようお願いしたところです。

これらに基づき、各都道府県において、診療・検査医療機関の確保等を進めていただいているところですが、秋冬の季節性インフルエンザ流行を見据え、改めて下記の考え方を踏まえ、相談・外来診療体制について点検し、必要な体制を整備していただくようお願いします。

体制整備を行うに当たって重要となる検査体制の拡充については、今後、別途、その考え方等をお示しする予定です。

また、国としては、地域の幅広い医療機関において発熱患者等の相談・外来診療・検査を行う体制が整備されるよう、検査に必要な個人防護具（PPE）の配布支援を行うこととしており、本日、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和3年9月28日付け事務連絡）におい

て、具体的な内容をお示しするため、診療・検査医療機関に対して、必要な PPE が行き渡るよう、ご協力をお願いします。

記

1. 次のインフルエンザ流行に備えた相談・外来診療体制に関する基本的考え方

- 例年、季節性インフルエンザの流行期には、多数の発熱患者等が発生しており、今年度も同程度の発熱患者等が発生することを想定し、かつ、発熱患者等について、季節性インフルエンザと COVID-19 の臨床的な鑑別が困難であることを踏まえた体制の整備が必要である。このため、相談・外来診療体制事務連絡の考え方を維持しつつ、次のインフルエンザ流行に備えて、多数の発熱患者等に対する相談・外来診療体制を、地域において適切に整備する必要がある。
- 発熱患者等の受診の流れについても、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関にまずは電話等で相談を行い、当該医療機関も含め、診療・検査医療機関を案内するとともに、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に相談して診療・検査医療機関の案内を受ける流れを引き続き維持すること。

2. 診療・検査医療機関の確保

- 季節性インフルエンザの近年の検査件数（1 シーズン約 2 千万～3 千万件）を踏まえ、多数の発熱患者等の診療・検査に対応できるよう診療・検査医療機関の体制整備を行うこと。また、インフルエンザに加えて、その他の感染症¹についても対応できるよう配慮すること。
- 診療・検査医療機関において、対応時間やブース数等を変更する場合には、都道府県や受診・相談センターに報告していただくこと。再び感染が大きく拡大する局面においては、必要に応じ、診療・検査医療機関の体制について調整を行うこと。
- 加えて、今般、自治体のホームページに公表されている診療・検査医療機関（保険医療機関）が、必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応（※）をお示したところである。

¹ 配慮を要する感染症としては、マイコプラズマ、RS ウイルス、アデノウイルス、溶連菌等によるものが想定される。

(※)・ 令和4年3月31日までの措置。

- ・ 診療・検査医療機関の対応時間内に行われた外来診療について、院内トリアージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定可能とした。
- ・ 令和3年10月31日までは、診療・検査医療機関が自院のホームページ等において診療・検査医療機関である旨を公表している場合も対象となる。

詳細については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問1及び問2を参照のこと。

- この診療報酬上の特例的な対応も踏まえ、診療・検査医療機関を自治体のホームページに公表する仕組みを整えとともに、地域の医師会等とも協議・合意で周知を行うなど、患者が円滑に医療機関に受診できるような方策を講じること。

3. 受診・相談センターの確保

- 受診・相談センターについては、引き続き体制を維持するとともに、相談状況を踏まえて拡充することについても検討すること。受診・相談センターは、引き続き、かかりつけ医のいない発熱患者等を診療・検査医療機関に迅速に案内する役割が求められることから、アプリの導入や、全県の対応、外部委託等も引き続き検討すること。

以上

<照会先>

- 医療提供体制の整備について
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班
- 診療・検査医療機関の診療報酬上の特例的な対応について
厚生労働省保険局医療課
- 検査体制の拡充について
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班
- PPEの配布支援について
医政局経済課 マスク等物資対策班 配布担当

1 診療検査医療機関の先生方へお願い事項

(1) 宿泊療養施設での抗体カクテル療法

- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方のうち下記の要件に該当する患者について、抗体カクテル療法が適用になる可能性があり保健所から連絡があることを伝えたと上で、保健所に提出する発生届（HER-SYSでは「12診断方法」欄の自由記述欄に、手書きの場合は「19その他の感染症のまん延の～必要と認める事項」欄に『抗体カクテル療法適用あり（ホテル）』と記入してください。

- 診察時点で発症から4日以内であり、軽症（無症状は対象外）で酸素投与を要しないが重症化リスク因子を有する方。

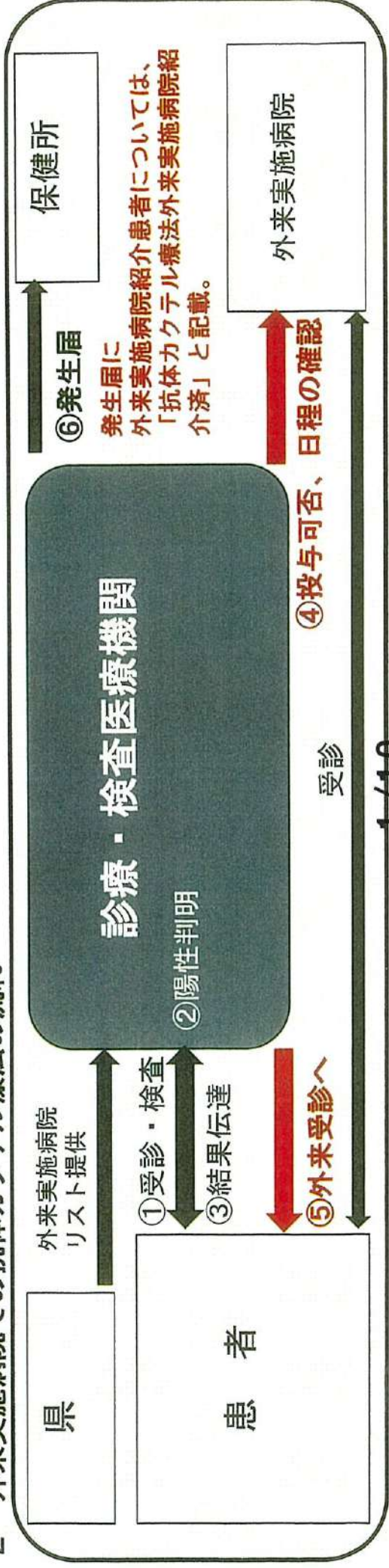
(重症化リスク因子の例)

50歳以上、肥満（BMI30以上）、悪性腫瘍、
心血管疾患、慢性肺疾患（喘息を含む）、重症糖尿病、
慢性腎障害（透析患者を含む）、慢性肝疾患、免疫抑制状態

(2) 外来実施病院での抗体カクテル療法

- ・ (1)に当てはまる患者のうち、外来実施病院リスト掲載の病院の中に自力で受診可能な場合は、外来での抗体カクテル療法を受けるか否かの意向を確認した上で、外来実施病院と連絡をとり、投与の可否、日程などを確認してください。
- ・ 保健所に提出する発生届（HER-SYSでは「12診断方法」欄の自由記述欄に、手書きの場合は「19その他の感染症のまん延の～必要と認める事項」欄に『抗体カクテル療法外来実施病院紹介』と記入してください。

2 外来実施病院での抗体カクテル療法の流れ



新型コロナウイルス感染症抗体カクテル療法外来実施病院リスト

令和3年9月27日現在
埼玉県保健医療部感染症対策課

病院名	住所	電話	担当	受入対象				備考
				外来のみ		外来・入院どちらでも可(要予約)		
				定員	実施曜日 実施時間	外来	入院	
				定員	実施曜日 実施時間	定員	実施曜日 実施時間	
大宮中央総合病院	さいたま市北区東大成町1-227	048-663-2501	西宮Dr	4	月曜～金曜日 9:00～16:00 休日は除く			
博仁会 共済病院	埼玉県さいたま市緑区願山3-15-31	048-882-2867	Dr. 本松 Dr. 田代 Dr. 黒田 Dr. 布施	1	月曜～金曜 13:00～16:00 土曜 9:00～12:00	1	月曜～金曜 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00	往復の交通手段は本人が確保すること
社会医療法人社団尚真会赤心堂病院	川越市藤田本町25-19	049-242-1181	唐澤匠太	2	月曜～土曜日 9:00～17:00	2	月曜～土曜日 9:00～17:00	合計2名 9/17現在入院ベッド空き状況次第
蕨市立病院	埼玉県蕨市北町2-12-18	048-432-2277	小峰	2	月曜～金曜日 14:00～16:00			
医療法人 壽都会 曹野病院(別館・精神科)	和光市本町28番1号	048-464-6211	PSW 田村・長澤	2	月・火・金 10:00～14:00			精神科疾患がある患者のみ
イムス富士見総合病院	富士見市麓岡1967-1	049-251-3060 (代)	櫻山 基之	4	月～金曜日 11:00～12:00 14:00～15:00 土曜日 10:00～11:00	4	月曜～土曜日 9:00～16:00	
上尾中央総合病院	上尾市柏座1-10-10	049-773-1111	長谷川特任副院長	2	月曜～金曜日 10:00～15:00	2	月曜～金曜日 10:00～15:00	
東松山市立市民病院	東松山市大字松山2392	0493-24-5111	糸部 文字 (看護部長)	4	月曜～金曜日 13:15～16:00	2	毎日 8:30～16:30	
医療法人花仁会 秋父病院	秩父市和泉町20番	0494-22-3022	総務 近藤和彦	※4	月・水～金曜日 13:00	※4	月・水曜～金曜 日 13:00	※定員は外来・入院の計4名の対応 土曜日についてはお相談
社会医療法人健谷総合病院	県熊谷市中西4-5-1	048-521-0065	感染担当: 棚沢 事務部: 押田	2	月・火・水・金 9:00～11:00	2	月・火・水・金 13:00～16:00	・祝日は対応不可 ・電話にて問い合わせ願います

新型コロナウイルス感染症抗体カケテル療法外来実施病院リスト

令和3年9月27日現在
埼玉県保健医療部感染症対策課

病院名	住所	電話	担当	受入対象						備考
				外来のみ		外来・入院どちらでも可(要予約)				
				定員	実施曜日 実施時間	外来		入院		
						定員	実施曜日 実施時間	定員	実施曜日 実施時間	
羽生総合病院	埼玉県羽生市下岩瀬446	0485623000	高橋 晴行			若干名	月曜～金曜日 9:00～11:00 12:30～14:00 土曜日 9:00～11:00	随時		
吉川中央総合病院	吉川市平沼11番地	048-982-8311	薬剤科 海老根			2	木曜・金曜日 14:00～16:00	2	月曜～金曜日 10:00～15:00	※入院については、入院の必要のある患者に限る(軽症は不可)
医療法人社団清心会聖愛病院	狭山市下奥高1221	04-2952-1000	外来看護部 伊藤 由希子	2	月～土曜日 ※祝日を除く 9:30					
飯能老年病センター	飯能市下加治147-1	042-974-2500	須波			4	月～木・土曜 11:00～14:00	4	月～木・土曜 11:00～14:00	入院・外来合わせて最大4名/日です。
独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	所沢市岩瀬2丁目1671番地	04-2948-1111	7階看護課副長 伊藤 由希子			2	月曜～金曜日 (平日のみ) 9:00～15:00	2	月曜～金曜日 (平日のみ) 9:00～15:00	
医療法人 永仁会 入間ハート病院	入間市小谷田1258-1	04-2934-5050	入退院支援室			2	月～木曜日 14:30～ 15:00	1	月～木曜日 14:30～ 15:00	1日最大2名まで

自宅療養者の今後の健康観察の体制

主な変更点

➤ 支援センターの強化

2か所の支援センターを設置することで、支援センターの負担を分散させるとともに患者急増時の健康観察の体制を強化します。

➤ 調整窓口の設置

従来は、支援センターが協力医療機関への患者の振り分けを担っていましたが、新たに『協力医療機関調整窓口』を設置し、この調整窓口が協力医療機関への患者の振り分けや実績の管理等を行います。

➤ 診断医による健康観察の申出

一部の医療機関で既に実施していただいている、診断医の先生からお申出をいただくスキームを取り入れます。発生届出をいただく際、管轄の保健所に健康観察を実施する旨をお知らせください。

支援センターの詳細について

- 2つの支援センターが担当する地区を分担
- 支援センターの負担を分散

	南部 宿泊・自宅療養者支援センター	北部 宿泊・自宅療養者支援センター
担当区域	南部、朝霞、春日部、草加、狭山、さいたま市、越谷市、川口市	鴻巣、東松山、坂戸、加須、幸手、熊谷、本庄、秩父、川越市
委託事業者	株式会社阪急交通社	東武トップツアーズ株式会社

設置場所	埼玉県内	東京都内
稼働時間	24時間	24時間

協力医療機関調整窓口

➤ 支援センターから機能を分離し、協力医療機関調整窓口を設置

概要

設置場所 埼玉県庁本庁舎
(10月8日からは県庁近隣のけやきビルに移転予定)

人員規模 事務職員25名、看護師2名 (移転後)

営業時間 午前9時から18時

連絡先
TEL 048-830-7529 (10/7まで)
048-767-6485 (10/8から)
FAX 048-830-4808 (10/7まで)
048-767-6486 (10/8から)
E-mail a7500-11@pref.saitama.lg.jp

*移転に伴い電話番号とFAXが変更となります

夜間の患者対応

南部支援センターに対応を依頼する。

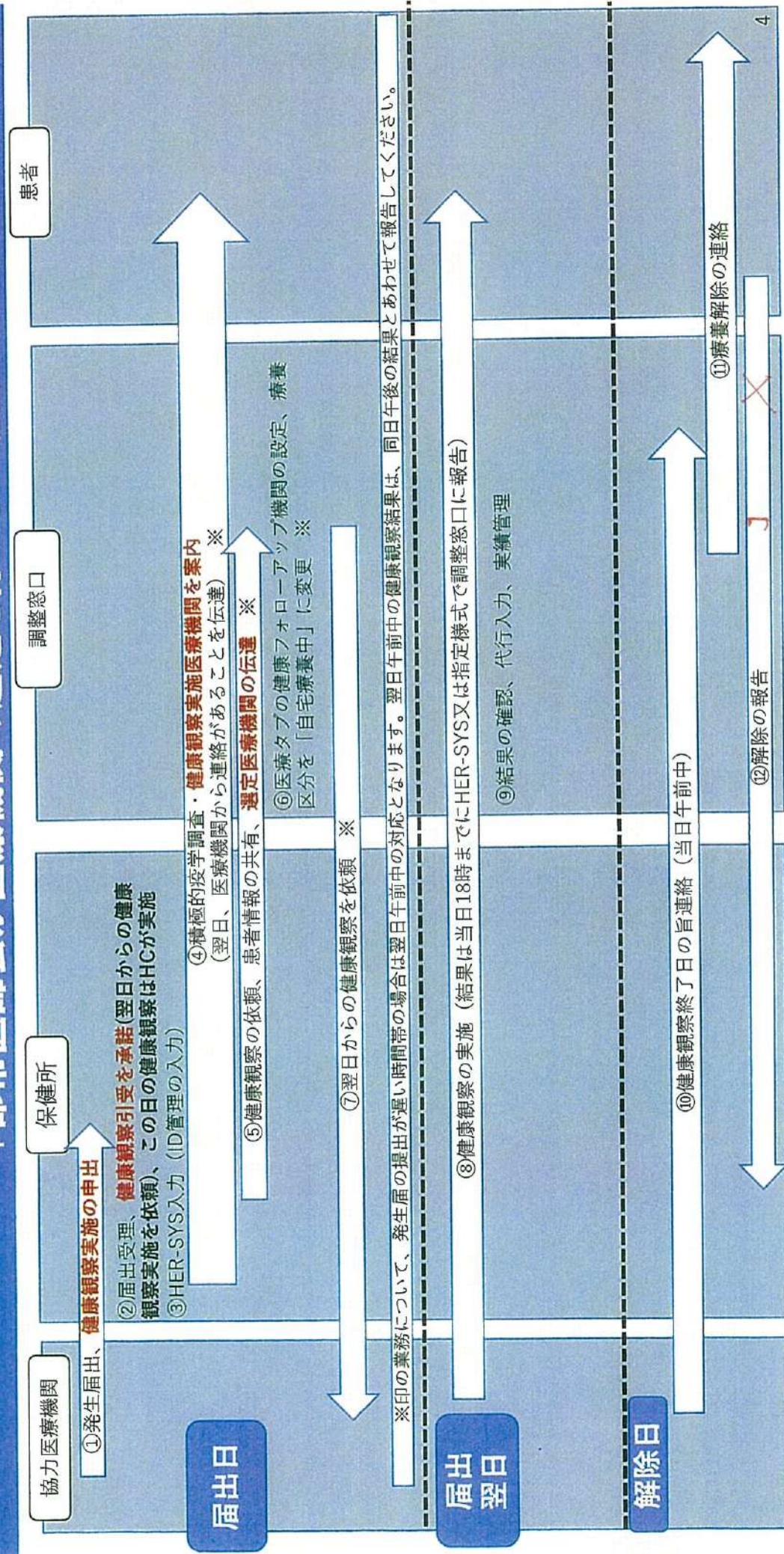
休診日の対応

協力医療機関からの依頼を受けて、南部支援センターに対応を依頼する

患者が入院相当と判断される場合は、調整窓口にご連絡いただければ、県及び保健所設置市が責任を持って対応します。

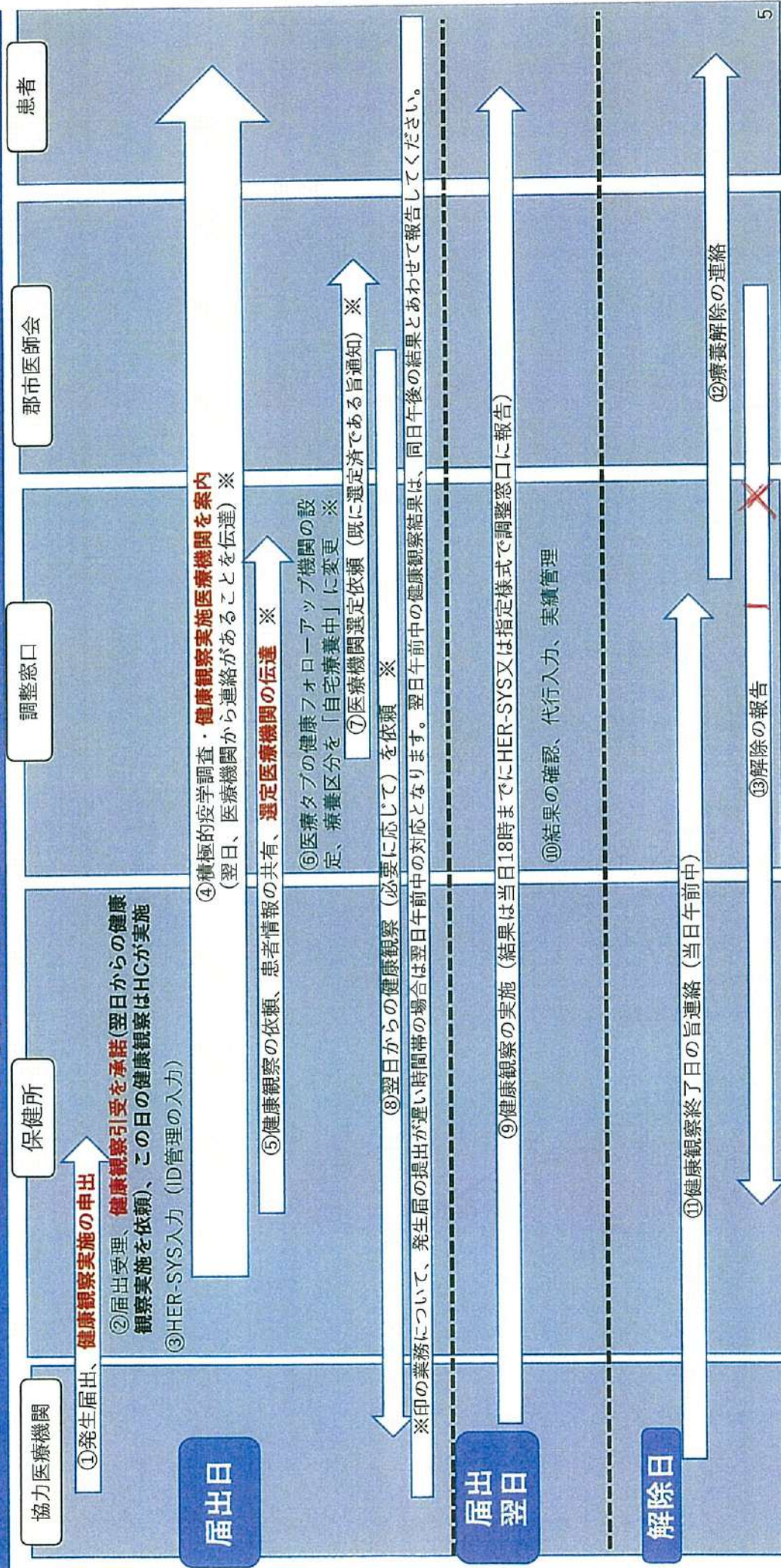
陽性診断医の申し出により健康観察を行うフロー①

*郡市医師会が医療機関の選定を行わない場合

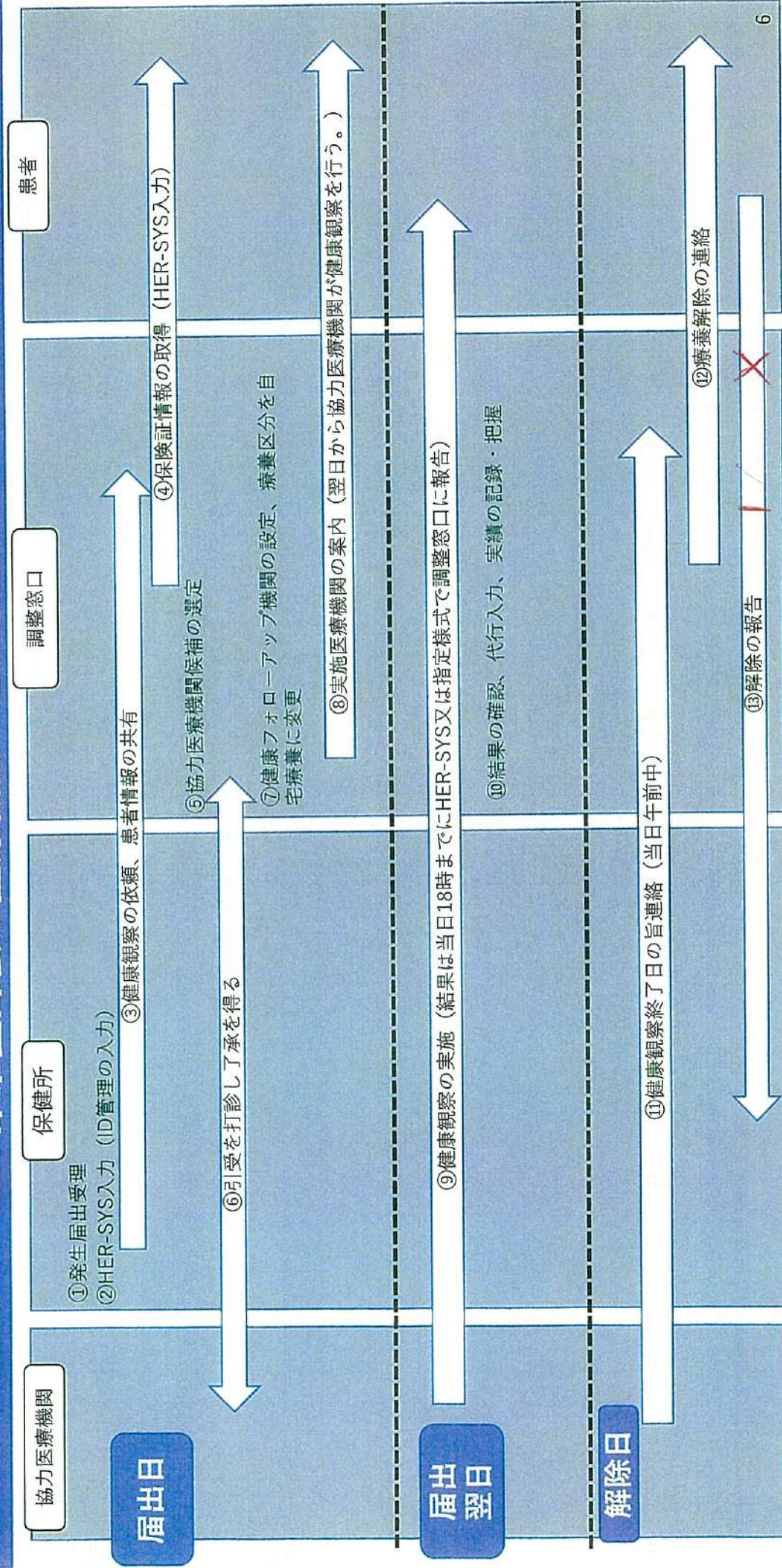


陽性診断医の申し出により健康観察を行うフロー②

* 郡市医師会が医療機関の選定を行う場合



協力医療機関への紹介フロー① * 郡市医師会が医療機関の選定を行わない場合



協力医療機関への紹介フロー② *郡市医師会が医療機関の選定を行う場合

